

日本皮膚病理組織学会賞に関する規約

総則

1. 名称は日本皮膚病理組織学会賞(The Award of Japan Dermatohistopathology Society)とする。
2. 本賞は皮膚病理組織学領域において、筆頭著者として優れた英文論文を発表した40歳以下の本学会会員に対して授与する。
3. すでに表彰や受賞を受けた研究は除く。
4. 原則として自薦によって応募された英文論文を選考対象とする。
5. 本賞は賞状および副賞からなる。
6. 本賞は本学会年次学術集会において授与し、受賞者は記念講演を行う。

付則

1. 本規約は2017年6月17日より施行する。
2. 副賞に関する細則は別に定める。
3. 募集期間ならびに告知と応募書類の配布の方法に関する細則は別に定める。
4. 応募要領に関する細則は別に定める。
5. 推薦要領に関する細則は別に定める。
6. 選考方法に関する細則は別に定める。

(2017年6月17日施行、2018年4月21日改正)

細則

副賞

1. 副賞として賞金を授与する。金額は年度毎に理事会で決定する。
2. 副賞は学会予算中の「日本皮膚病理組織学会賞予算」の費目を以って当てる。

募集期間ならびに告知と応募書類の配布の方法

1. 応募期間は学術集会のおおむね5か月前より3か月前までの約2か月間とする。
2. 告知は演題募集の郵送時に行うと共に本学会ホームページ上にも掲載する。
3. 応募申請書ならびに推薦書は本学会ホームページよりダウンロードして使用する。

応募要領

1. 論文が発表された年の1月1日時点で40歳以下の者が応募資格を有する。
2. 応募者は応募期間内に下記の書類を日本皮膚病理組織学会事務局に提出する。
 - (1) 応募は電子メールによって行う。
 - (2) 提出書類は電子ファイルとして電子メールに添付する。
 - (3) 宛先アドレスは dermatopathology.osaka@gmail.com とする。

3. 提出書類

(1) 応募申請書

- ①応募者についての情報:応募者の氏名、性別、生年月日、会員番号、所属機関、部署、職位、所属機関の住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス、学歴、職歴を記載する。
- ②応募論文についての情報:応募論文のタイトル、全著者、掲載雑誌(雑誌名、発行年、巻、ページ)、応募論文の内容の要約(500 文字以内)、研究の新規性・発展性(500 文字以内)を記載する。

(2)応募論文の PDF ファイル

推薦要領

1. 推薦者は下記の書類を日本皮膚病理組織学会事務局に提出する。

- (1)推薦は電子メールによって行う。
- (2)提出書類は電子ファイルとして電子メールに添付する。
- (3)宛先は dermato.pathology.osaka@gmail.com とする。

2. 提出書類

(1)推薦書

- ①被推薦者の氏名、所属機関名
- ②推薦理由(字数は問わない)

(2)推薦論文の PDF ファイル

選考方法

1. 審査の前年(1月～12月)に刊行された査読のあるインパクトファクターを有する英文雑誌に掲載された原著論文を対象とする。なお、印刷版が出版されている雑誌においては Epub ahead of print ではなく、ページ数の決定した時点で掲載とみなす。
2. 筆頭著者を選考の対象とする。ただし、equally contributed author の場合、いずれも筆頭著者と見なすが、同一論文で複数の著者が応募することは出来ない。
3. 期日までに自薦による応募が無い場合や少数の場合、学会賞担当理事は理事長や理事を含む会員に対し候補者の推薦を求めることができ、学会員は推薦要領に従って候補者を推薦する。この場合、学会賞担当理事は被推薦者に対して、応募要領に定める書類の提出を求めるものとする。被推薦者がこれらの書類を提出しない場合、選考対象とならない。
4. 選考委員会は選考委員から構成される。選考委員は理事長ならびに理事全員とする。ただし、選考対象となる者と所属を同じくするまたは応募者の親族にあたる理事長または理事は選考委員会から除外される。この場合、理事長は除外された者と同数の選考委員を会員から指名する。
5. 受賞論文は選考委員会において1編選考され、持ち回りの理事会において決定される。

6. 皮膚病理組織学的内容が主たる論文であることを選考基準の1つとする。
7. 選考結果は応募者全員に通知する。